

1、福祉・介護職員処遇改善特別加算の取得状況

- ・ 処遇改善加算については、(1) を取得
- ・ 新設特定処遇改善加算については、特定加算(1) 取得見込

(令和元年 10 月適用)

2、処遇改善具体的な取組について

・働きながら社会福祉士・精神保健福祉士・介護福祉士を目指す職員に対する受講支援策として「スクーリング交通費等の補助」また、「資格取得奨励金」として50,000円の支給。

・社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士の資格を要する職員に資格手当の支給3,000円。(複数の資格を有する職員は二つ目の資格からは、1,000円を加算。)

- ・ 処遇改善手当として正職員に毎月20,000円と一時金の支給。

新設特定処遇改善加算においても正職員に上乘せして別途支給。

- ・ 経験年数、役職等による昇格の基準を明確にしている。

・労働安全衛生法に規定する衛生管理者の資格を有する職員の配置し、職員の労働環境の点検、改善を図る。